

お知らせ



サロン開設

気軽にのんびりと  
サロン「ほっとスペース」

桂川町社会福祉協議会 ☎65・2271

桂川町社会福祉協議会では、気軽に立ち寄れるサロン「ほっとスペース」を開設しています。友達とおしゃべりに来るのもよし。編み物や洋裁や将棋、囲碁をしてもよし。自由にお部屋を利用ください。

不定期にスマホ教室や包丁研ぎなどのイベントも開催しています。

【時間】9時～13時

【場所】いきいきセンター「桂寿苑」

【参加費】無料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため食事はできません。また、利用にあたってはマスク着用、手指消毒にご協力ください。

■サロン「ほっとスペース」開設日

月	日
令和4年5月	10・12・17・20・26日
6月	2・6・9・14・20・24・30日
7月	1・5・14・21・25・29日
8月	2・5・8・16・25・30日
9月	5・8・15・16・20・26・30日

※6月30日は七夕づくり、7月1日は包丁研ぎ、8月30日は大人の紙芝居、9月5日は包丁研ぎを実施します。

※10月以降の日程は9月号でお知らせします。

補助金



桂川町住宅改修事業補助金制度

お住まいの住宅改修を  
補助します

国土産業振興課 商工統計係 ☎65・1106

補助金の交付決定前に着工・完了しているものは対象となりません。

【補助対象者】①②③④すべてに該当

- ① 申込日現在、町内に住民登録をしている
- ② 補助の対象となる住宅に居住している
- ③ 対象となる住宅改修に対し、町で実施している他の補助金などを受けない
- ④ 町税等の滞納がない(生計を一にする人も含む)

【補助対象住宅・工事】①②③すべてに該当

- ① 町内在住の人が町内に所有し居住する専用住宅又は併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分
  - ② 「町内の施工業者」および「代表者が桂川町に住民登録している施工業者」が行う改修工事
  - ③ 工事が10万円以上(消費税別)で、令和5年3月31日までに完了届を提出できる改修工事
- 【補助金額】改修工事費用の1割に相当する金額(千円未満切り捨て・上限10万円)
- 【その他】補助金交付の対象にならない工事もありますので、事前にお問い合わせください

補助金



桂川町結婚生活支援事業

結婚新生活を始めるための  
費用を助成します

企画画財政課 企画広報係 ☎65・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用、リフォーム費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。(夫婦ともに29歳以下は最大60万円)

【対象】

- 令和4年1月1日～令和5年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理されること。
  - 夫婦がともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること。
  - 申請日から2年以上継続して居住する意思があること。
  - 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
  - 夫婦の所得の合計額が400万円未満であること。
  - 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと。
- ※その他にも条件があります。
- 【申請期間】令和4年6月1日～令和5年3月31日
- 【助成額】1世帯当たり上限30万円(ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円)
- ※予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPをご覧ください。